

平成22年第1回定例会採択請願・陳情要旨

請願第6号

千葉市議会の傍聴制度についての請願

昨年9月に起こった市議会議長の逮捕は、市民全員に大きな衝撃を与えました。その後、議会としても倫理規程を定めるなど改革を進めていると伺っておりますが、私たち市民の立場からすれば、何よりも会議の公開が十分に行われることが大事だと思います。市民のための市議会となるための一環として、まず傍聴制度を整備していただきたく、下記事項を請願します。

記

- 1 常任委員会の傍聴人数が、現在は6名と大変少ないため、可能な限り拡大すること

陳情第1号

猫への迷惑な餌やりを禁止する市条例の制定又は千葉市動物の愛護及び管理に関する条例の改正を求める陳情

検見川マリンタウン団地敷地内に猫にえさを置き続ける団地外住民(以下、「当該団地外住民」という。)がおり、その行為により生活環境が損われている状況にありますが、やめさせる手段もなく、団地住民の我慢の限界を超えています。

当該団地外住民の行為及び団地住民の被害並びに警察の見解は次のとおりです。

- 1 無責任なえさやり行為
 - (1) JR検見川浜駅前北口周辺の植え込みに5～6年前から猫にえさを置いており、夏には悪臭が漂っています。
 - (2) 平成20年11月頃からは、第31地区町内自治会連絡協議会を構成している検見川マリンタウン団地管理組合の敷地内及び隣接する陸橋下のさく内に、えさやり禁止の立て札を無視して毎日猫のえさを置いています。
 - (3) 警官がいると、その時はえさを置かないが、警官がその場を離れるのを見て置いていきます。
- 2 住民の被害
 - (1) 団地敷地内及び隣接する陸橋下のさく内に置かれた猫のえさは、住民が片づけておりますが、夜と早朝の2回置いていくため、片づけるのに多大な迷惑をこうむっています。
 - (2) 団地住民が猫へのえさ置きを制止すると食ってかかったり、罵声を浴びせたりし、猫へのえさ置きをやめようとしません。
 - (3) えさは猫のみならずカラス、小鳥が食べ散らかすため、住民がえさを見つけたら早急に片づけています。
 - (4) 猫へのえさ置きの時間が不規則なため、片づけがおくれることがあり、猫がえさの味を覚えてあちこちから来て、中には団地敷地内にすみつき、ふんをしたり、ベランダに入り込んだりしています。
- 3 警察の見解

警察へ猫のえさやりの取り締まりを要請しても、取り締まる法律又は条例がないためできない、との回答です。

このような野良猫へのえさ置きを現認している場所は、前記1(1)及び(2)のとおりですが、えさを載せた自転車で居住地から来て、あちこちでえさを置いているものと推察しており、平成21年2月2日付で匿名者から当該団地管理組合理事長あてに、野良猫へのえさやりの件で、近所の団地でも同様の問題が起きていると切々と訴える文書を受け取っております。

また、他の地域でも当該団地外住民以外の者によるえさやりが問題となっていると聞くなど、野良猫へのえさやりは深刻な問題となっており、最近では近隣市で殺人事件に発展した事例もあり、このまま放置すれば、当該団地外住民と団地住民との間で事件になるのではとの心配もあり、さらに、どこでも当該団地と同じ状況になる可能性があります。

現在、許可を得ないで他人の敷地内に猫のえさを置いたり、施設の管理者がえさやり禁止を示した場所にえさを置くなど、この不法と思える猫への迷惑なえさやりに対して、警察へ取り締まりを要請しても前記3の理由によりできないとの見解です。

公共の場で猫へえさを与える際に、えさを食べ終わるまでその場にとどまり、残ったえさ及び使用した器を片づけるなどの行為をしないことから、周辺的生活環境が損われています。

野良猫へのえさやりの禁止を求めているものではありませんが、市民の生活がこういった無責任なえさやり行為によって破壊されようとしているこの現状を正し、不法と思われる野良猫への迷惑なえさやりを禁止させ、良好な生活環境を確保するための方策を求め、下記のとおり陳情します。

記

- 1 飼い主のいない猫への適正なえさやり等について条例を制定または改正すること

なお、条例を効果的なものとするために、周辺的生活環境が損われた場合の対応として罰則を設けること
- 2 関係機関へ積極的に働きかけること